令 和 8 年 9 月

教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

日　　時　　令和8年9月30日（水）
　　午後1時15分から
場　　所　　教育委員会 会議室

令和８年９月　豊田市教育委員会　定例会　会議録

開会日時　　令和８年９月３０日（水）午後１時１５分
閉会日時　　令和８年９月３０日（水）午後１時４０分
場　　所　　豊田市役所　教育委員会 会議室（東庁舎６階）

■　出席委員

教　育　長	山　本　浩　司
教育長職務代理者	榊　原　昌　子
委　　員	天　野　勝　美
委　　員	佐　伯　英　恵
委　　員	吉　田　貴　子
委　　員	原　　紳　也

■　説明のために出席した職員

１：教育部	教育部長	熊谷　明典
	教育部副部長	濱田　孝光
	教育監	岸本　勝史
	教育政策課長	青木　伸介
	青少年相談センター所長	梶　　久尚
２：魅力創造部	スポーツ振興課長	深田　真一
２：こども・若者部	保育課長	相田　祐里

■　事務局：書記

教育政策課副課長	成瀬　淳子
教育政策課担当長	松岡　香織
教育政策課主査	渥美　瑞記

■　傍聴者：　　０名

教育委員会定例会 議事日程

1　開　　会

2　前回会議録（8月定例会）の承認について

3　議　　事

番　号	案　件
議案第２２号	豊田市立学校施設開放規則の一部を改正する規則について
議案第２３号	豊田市立幼稚園規則の一部を改正する規則について
承認第２号	臨時代理の承認について 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案に関する意見の申し出について ①財産の取得について（複合遊具等（豊田市立越戸こども園ほか１２施設））

4　その他報告事項

（1）豊田市事務の委任及び補助執行に関する協議書の変更について

（2）審議会結果報告について

①　豊田市いじめ問題対策連絡協議会

5　教育長職務代理者について

6　閉　　会

1　開　　会

山本教育長：ただ今から令和８年９月豊田市教育委員会定例会を開会いたします。

2　前回会議録の承認について　　【 承 認 】

山本教育長：前回会議録について、お目通しをいただくため事前に送付させていただきました。委員のみなさまからのご意見等の連絡は、今回はありませんでしたが、この内容でご異議ありませんか。

出席委員、異議なし

山本教育長：異議もないようですので、前回会議録を承認いたします。

3　議　　事　　【 議 決 】

山本教育長：それでは議事に入ります。議案第２２号豊田市立学校施設開放規則の一部を改正する規則について、スポーツ振興課から説明をお願いします。

スポーツ振興課長、説明

内容：豊田市立の小学校、中学校及び特別支援学校の開放施設の利用の許可に係る手続の電子化に伴い、所要の事項を定める必要があるため、規則の一部を改正したい。

山本教育長：説明が終わりましたので、質疑を許可します。

質問なし

山本教育長：議案第２２号について原案のとおり可決することに異議ありませんか。

出席委員、異議なし

山本教育長：異議もないようですので、議案第２２号は原案のとおり可決いたします。

山本教育長：続きまして、議案第２３号豊田市立幼稚園規則の一部を改正する規則について、保育課から説明をお願いします。

保育課長、説明

内容：こども園等を転園し、又は退園する際の給食停止手続きを適正に処理するため、用語を整理することに伴い、豊田市立幼稚園規則の一部を改正したい。

山本教育長：説明が終わりましたので、質疑を許可します。

質問なし

山本教育長：議案第２３号について原案のとおり可決することに異議ありませんか。

出席委員、異議なし

山本教育長：異議もないようですので、議案第２３号は原案のとおり可決いたします。

山本教育長：続きまして、承認第２号臨時代理の承認についてです。「教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案に関する意見の申し出」の、①財産の取得（複合遊具等（豊田市立越戸こども園ほか１２施設））について、説明をお願いします。

保育課長、説明

内容：遊具の安全に関する基準の変更に伴い、当該基準に適合しない遊具を更新したい。

山本教育長：説明が終わりましたので、質疑を許可します。

質問なし

山本教育長：承認第２号について原案のとおり承認することに異議ありませんか。

出席委員、異議なし

山本教育長：異議もないようですので、承認第２号は原案のとおり承認いただきました。

４　その他報告事項

山本教育長：「４　その他報告事項」に移ります。（１）豊田市事務の委任及び補助執行に関する協議書の変更について、保育課から説明をお願いします。

保育課長、説明

内容：豊田市立幼稚園規則の一部を改正することに伴い、関連する用語整理のため、事務の委任及び補助執行に関する協議書の内容を変更する。

山本教育長：説明が終わりましたので、質疑を許可します。

質問なし

山本教育長：続きまして、（２）審議会結果報告についてです。①豊田市いじめ問題対策連絡協議会について、青少年相談センターから説明をお願いします。

青少年相談センター所長、説明

内容：協議会での報告事項及び委員からの主な意見について説明

原委員：スクールカウンセラーは常勤職員でしょうか。

梶所長：学校に配置しているスクールカウンセラーは常勤での配置ではなく、小学校は週に１日、中学校は週に２日配置しています。

原委員：スクールカウンセラーの配置は、県による配置と、市による配置の記載がありますが、違いを教えてください。

梶所長：県による配置は、県の計画に基づいて配置されており、市による配置は、市が決めている小学校及び中学校の１週間あたりの配置基準になるように、市で配置しています。

原委員：心の相談員の配置は週１０時間と記載がありますが、どのように時間配分されていますか。

梶所長：学校と心の相談員が相談し、時間配分を決めています。

原委員：校内はあとラウンジスタッフは、小学校では授業に携わらない職員が対応し、中学校では教科担任制のため授業がない職員が対応していると認識していますが正しいでしょうか。

梶所長：概ねそのとおりです。小学校についても教科担任制を導入している学校があるた

め、授業がない職員が対応することもあります。

原委員：校内はあとラウンジのスタッフにボランティアの人はいますか？

梶所長：市が有償ボランティアや会計年度任用職員として配置しているスタッフはいますが、学校独自でボランティアをお願いしていることもあるかもしれません。

原委員：学校独自で依頼しているボランティアについては、豊田市いじめ問題対策連絡協議会で把握していますか。

梶所長：把握していません。

原委員：ボランティアの方が生徒に対して適切でない声掛けや接し方をするといった声を聞くことがあります。そういった声を協議会で把握していただきたいです。

梶所長：はあとラウンジスタッフや心の相談員は市が配置しているスタッフで研修等も実施しています。ただし、学校が独自で依頼しているボランティアは把握ができていない状況ですので、今後の参考にさせていただきます。貴重な御意見ありがとうございました。

５　教育長職務代理者について

山本教育長：続きまして、「５　教育長職務代理者について」に移ります。
現教育長職務代理者である榊原委員の職務代理者としての任期が９月３０日をもって満了となりますので、職務代理者を改めて選任することになります。
教育長職務代理者の選任につきましては、豊田市教育委員会会議規則第２条により「教育長職務代理者は、あらかじめ教育長が指名する」こととなっておりますので、１０月１日付けで、原紳也委員を教育長職務代理者に指名したいと思います。それでは、原委員に一言ご挨拶いただきたいと思います。よろしくお願いします。

原委員、あいさつ

６　閉　　会

山本教育長：これをもちまして、令和８年９月豊田市教育委員会定例会を閉会いたします。

この会議録は、会議の内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和８年１０月２８日

豊田市教育委員会

教育長　山本浩司